

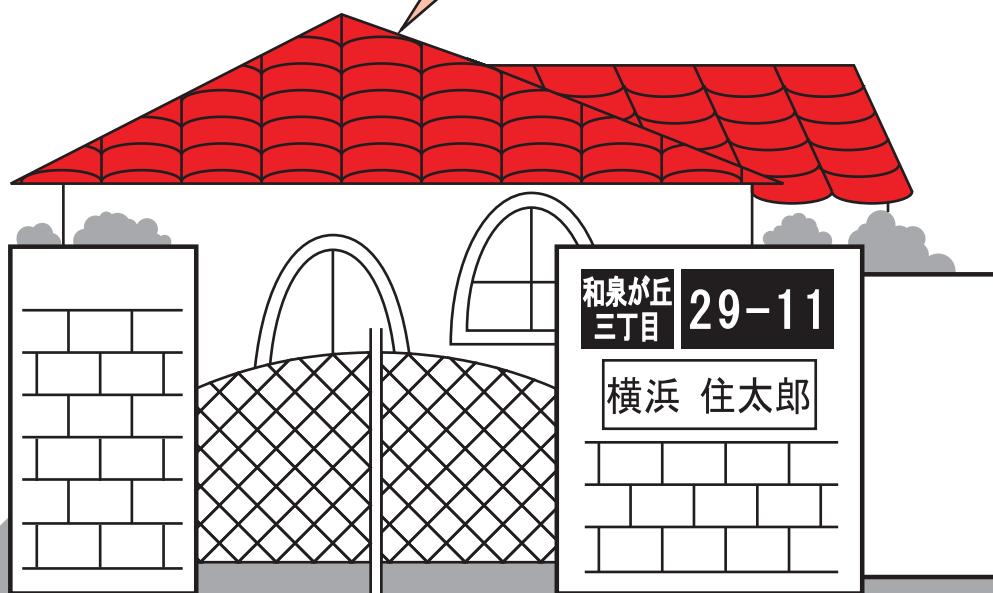
和泉町第二次地区 (和泉が丘一~三丁目) 住居表示のしおり

平成25年（2013年）

**10月21日から
住所の表しが方が変わります。**

住所の表示

[例]：泉区 和泉が丘三丁目 29番 11号



本籍の表示(町名のみ変更)

[例]：泉区 和泉が丘三丁目 2221番地

土地の表示(町名のみ変更)

[例]：泉区 和泉が丘三丁目 2221番

●お問合せ先

市民局 窓口サービス課 住居表示担当

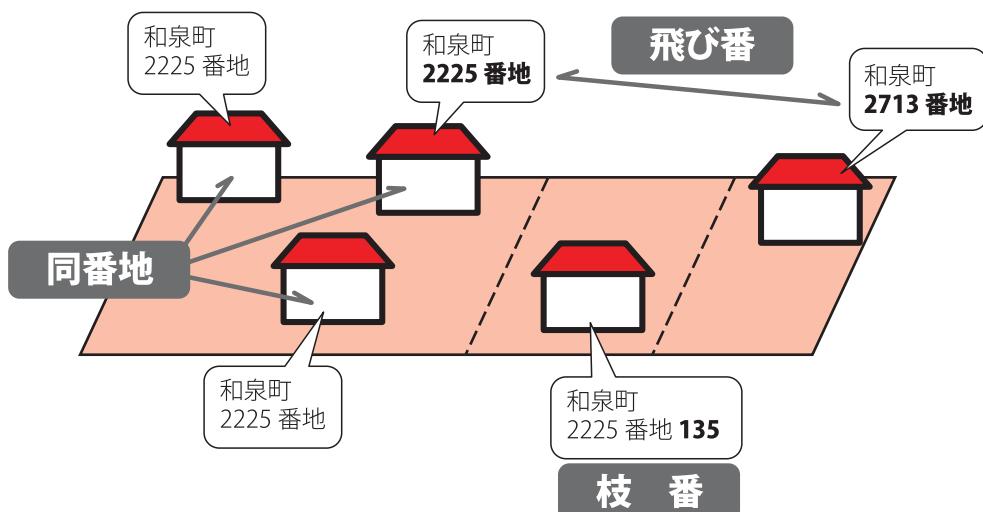
電話 671-2310・2320・2321 FAX 664-5295

和泉町第二次地区にお住まいの皆様へ

現在、和泉町では「地番」（土地を管理するために付けられた番号）を用いて住所を表していますが、1つの土地に複数の家が建つと同じ住所となります（同番地）。また、土地の売買などに伴って分筆や合筆などが行われると、土地ができた順番で地番が付けられるため、「枝番」が生じたり、建物の並びと合わなくなるため「飛び番」が生じるなど、住所として分かりづらくなります。このため、住所から場所を特定することが難しくなり、郵便物の誤配や緊急車両の到達の遅れが生じる恐れがあります。

そこで、住所を分かりやすくするために、「住居表示」を実施することになりました。

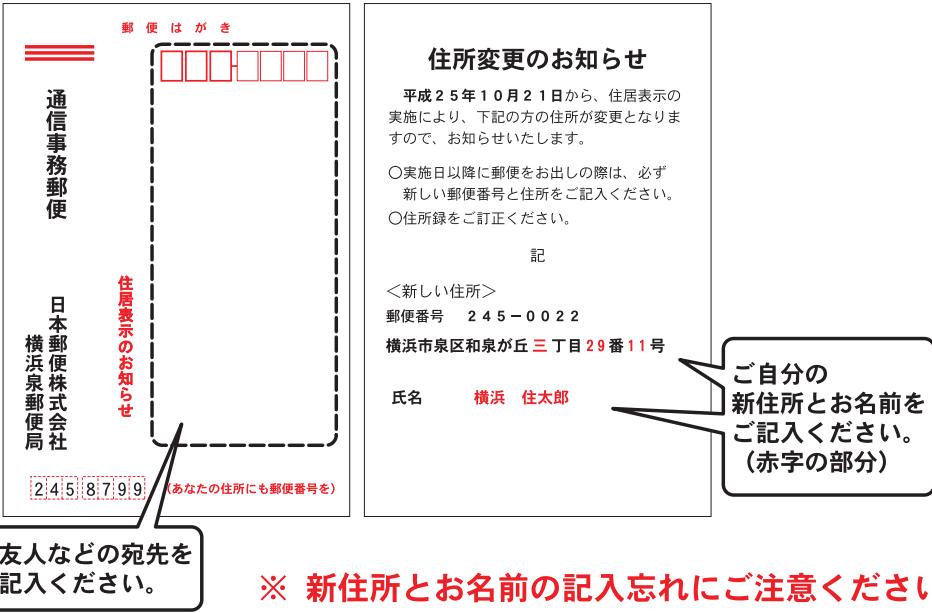
これに伴って、平成25年10月21日から、住所や事業所などの所在地の表示が、後日別途お届けする「通知書」とおり変更されます。実施日以降は、新住所を使用することになりますので、ご協力をお願いいたします。



＜目 次＞

◇ 今回、お届けしたもの	3 ページ
◇ 別途、郵便でお送りするもの	4 ページ
◇ 住所などの変更例	5 ページ
◇ 住所の変更手続について	6 ページ
・手続が不要なもの	6 ページ
・手続が必要な主なもの	7 ページ
【各種手続の詳細】	
・運転免許証の手續	11 ページ
・不動産登記の手續	13 ページ
・国民年金・厚生年金の手續	15 ページ
◇ よくある質問	16 ページ
◇ 関係機関のご案内	18 ページ

今回、お届けしたもの

案 内 図	<p>住所案内用の地図です。 各建物の旧住所（黒い数字）と住居表示実施後の新住所（赤い数字）がわかるようになっています。</p>
町 名 板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)	<p>住所をお知らせするための表示板です。（青いアルミ板） 門や郵便受けなど、見やすい所に取り付けてください。（専用ボンド同封） ※集合住宅（マンション・アパート）等は、管理者又は所有者にお届けします。</p> 
郵便番号変更の お知らせ	<p>郵便番号変更のお知らせチラシです。<u>住居表示実施に伴い、郵便番号も変更となります。</u> ※横浜泉郵便局（TEL 805-4888）からのお知らせです。</p> <p>【新しい郵便番号】 〒245-0022 (和泉が丘一～三丁目)</p>
お 知 ら せ 用 は が き (1世帯に50枚)	<p>新住所をご友人やお取引先などにお知らせするためのはがき（送料無料）です。 新住所とお名前をご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめて入れ、封をしてからポストに投函してください。（宛先が異なっていても構いません。） 必要に応じて枚数を追加できますので、詳細は、横浜泉郵便局（TEL805-4888）又は横浜和泉南郵便局（TEL802-3733）にお問合せください。 なお、旧住所で差し出された郵便物も一年間は必ず配達されます。</p>  <p>※ 新住所とお名前の記入忘れにご注意ください。</p>
プライバシー 保 護 シ ー ル (1世帯に2枚)	<p>上記のお知らせ用はがきを使って、厚生年金・国民年金の住所の変更手続を行う際に、生年月日や基礎年金番号などを隠すためにご使用ください。（15ページ） 不足する場合は、泉区役所戸籍課登録担当（区庁舎2階、窓口番号204）の窓口へご請求ください。</p>
不動産登記申請書	<p>不動産所有者の住所変更登記をする際にご使用いただける申請書です。</p>
地 元 説 明 会 の お 知 ら せ	<p>住居表示実施に伴う、住所等変更手続に関する地元説明会開催のお知らせチラシです。</p>

- ※ 法人の方には、「会社・法人の変更登記の手引」（「変更登記申請書」入り）を同封しました。
- ※ 外国人の方には、「在留カード（旧外国人登録証明書）をお持ちの方へ」を同封しました。

別途、郵便でお送りするもの

通知書

16歳以上の方
お一人に6通

9月下旬に郵送

通知書		
住居表示に関する法律により、あなたの住居については、次のとおりになりましたのでお知らせします。		
氏名又は名称	横浜 住太郎	
住居表示の実施前	横浜市泉区和泉町2221番地	
施設の場所	横浜市泉区和泉が丘三丁目29番11号	
住居表示実施期日	平成25年10月21日	
対象の方それぞれのお名前が印字されていますので、ご確認ください。		
平成25年10月21日 横浜 住太郎 様 横浜市長 横浜市長印		
<small>この通知書は、住居表示変更証明書の代わりに使用できます。</small>		

住所の変更についての通知です。このしおりのセットとは別に、**9月下旬に郵送します**。運転免許証や不動産登記など、住所変更の手続（7ページ以降参照）の際に証明書としてご利用ください。**(平成25年10月21日以降有効)**
※通知書は一人当たり6通分あります。住所変更の手続の際は、切り取ってご利用ください。

枚数が不足する場合や16歳未満で証明書を必要とする方は、**平成25年10月21日以降**に泉区役所2階202番の窓口で、「住居表示変更証明書」をご請求ください。**無料で発行**します。

本籍更正通知書

実施地区内に
本籍地がある方

10月下旬に郵送
(10月21日以降)

横浜市泉区和泉が丘三丁目○番○号		
横浜 住太郎 様		
横浜市泉区長		
本籍更正通知書		
氏名	横浜 住太郎 横浜 花子 横浜 一郎	
本籍	変更前	神奈川県横浜市泉区和泉町2221番地
	変更後	神奈川県横浜市泉区和泉が丘三丁目2221番地
変更年月日	平成25年10月21日	

本籍の変更についての通知です。住居表示実施地区内に戸籍の本籍地がある方に、**平成25年10月21日以降**に泉区役所戸籍課戸籍担当から戸籍の筆頭者宛に**郵送します**。

運転免許証（9ページ）など、本籍の変更手続の際に証明書としてご利用ください。

枚数が不足する場合は、**平成25年10月21日以降**に泉区役所2階202番の窓口で、「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」をご請求ください。**無料で発行**します。

住所などの変更例

◇「住所」 … 新町名と街区番号(○番)・住居番号(○号)で表します。

実施前 横浜市 泉区 和泉町 2221番地
町名 番地

実施後 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番 11号
新町名 街区番号 住居番号

●団地・マンション・アパートなどで部屋番号を住所に採用した場合

実施前 横浜市 泉区 和泉町 2221番地 和泉マンション201号室
町名 番地 方書

実施後 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番 11-201号
新町名 街区番号 住居番号

部屋番号を住所に用いた場合は、
団地・マンションなどの名称は
方書としてつける必要が
なくなります。

◇「本籍」 … 新町名と従来の地番で表します。

実施前 横浜市 泉区 和泉町 2221番地
町名

実施後 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 2221番地
新町名

町名のみが新町名に変更となります。
(番地の部分はそのままです)

住居表示実施後は、住所と本籍の表し方が異なります。このため、本籍の表示を住所と同じ表示にしたい場合は、**平成25年10月21日以降**にご本人が「転籍届」を届け出ることで、住居表示の街区番号(○番)に変更することができます。(16ページのQ 6を参照)

手続の詳細は横浜市コールセンター又は泉区役所戸籍課戸籍担当にお問合せください。

●転籍届を届け出た場合の本籍の例

転籍後 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番
新町名 街区番号

住居番号の「○号」は
建物に付ける番号(住居番号)なので
本籍には表示できません。

◇「不動産(土地・建物)」 … 新町名と従来の地番で表します。

実施前 横浜市 泉区 和泉町 字草木 2221番
町名 字名 地番

実施後 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 2221番
新町名 地番

町名のみが新町名に変更し、
字(あざ)の表示がなくなります。

※ 原則として地番は変わりません。法務局での登記事項証明書、区役所での固定資産税評価証明等は、「住居番号」ではなく、「地番」で請求してください。

住 所 の 変 更 手 続 に つ い て

住居表示実施に伴い、これまでお使いいただいていた住所や本籍を新しいものに変更する必要があります。

原則として、区役所や関係機関で管理する公簿(住民票など)は自動的に新しいものに書き換えますので、皆様の手続は不要です。

ただし、法令等の関係上「本人申請による住所変更手續が必要」とされているものもありますので、「手續が必要な主なもの」(7ページ以降参照)をよくお読みになり、該当するものの手續をお願いします。

手續が不要なもの

次に挙げるものについては、手続きは不要です。

区役所で管理する公簿	住民票、戸籍、印鑑登録、税関係 など 印鑑登録証は住居表示実施後も引き続きご利用いただけます。
各種医療証	横浜市国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証 など 泉区役所保険年金課保険係が交付している各種医療証については、住居表示実施後も、旧住所のままであっても引き続きご利用いただけます。 ただし、本人確認資料としてご利用いただいている場合は、新住所に書き換えを行いますので、 平成25年10月21日以降に泉区役所保険年金課保険係にご提示ください。
国民年金、厚生年金受給権者	日本年金機構が新住所に書き換えます。ただし、日本年金機構へ住民票コードを届け出でていない方や、届出の住所と住民票の住所が異なる方は手續が必要となります。（手續の詳細は15ページ参照）
国民年金第1号被保険者(自営業者、学生等)	泉区役所保険年金課国民年金係が新住所に書き換えます。
共済年金加入者	共済組合が新住所に書き換えます。特別なご事情のある方は共済組合へご確認ください。
電子証明書（公的個人認証サービス） ※確定申告（e-tax）でご利用の方	住居表示実施後も、そのままの状態で引き続きご利用いただけます。
パスポート	パスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。
公共サービス等	水道、東京電力、東京ガス、NTT（固定電話）、NHK 新住所への書き換えを市が依頼します。 (しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。)
	郵便 皆様が届出をしなくても、郵便物は届きます。 ※郵便貯金・保険等は手續が必要です。

手続が必要な主なもの

手続は平成25年10月21日以降にお願いします。

次に挙げるものに関して、必要に応じて住所等変更手続をお願いします。
(基本的に手数料はかかりません。)

住所の変更手続には、別途お送りする住所変更の「通知書」(4ページ参照)をご利用ください。
(枚数が不足する場合や16歳未満の方が証明書を必要とする場合は、**平成25年10月21日以降**に泉区役所 2階202番の窓口で、「住居表示変更証明書」(無料)をご請求ください。)

本籍の変更手続には「本籍更正通知書」(4ページ参照)をご利用ください。
(枚数が不足する場合は、**平成25年10月21日以降**に泉区役所 2階202番の窓口で、「土地の名称等の変更証明書(本籍変更証明書)」(無料)をご請求ください。)

該当するものについて、手続をお願いします。

<自動車関係> 8ページ

- 運転免許証の住所又は本籍
- 自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所
- 軽自動車検査証の使用者・所有者の住所
- 軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え250cc以下])の使用者・所有者の住所

<不動産・法人登記関係> 9ページ

- 不動産(土地・建物)所有者の住所
- 法人の所在地又は代表者の住所

<社会保険> 9ページ

- 国民年金第3号被保険者(会社員・公務員に扶養されている配偶者)の住所

<その他> 9・10ページ

- 住民基本台帳カード(顔写真付き)の住所
- 在留カード及び特別永住者証明書の住所
※みなし在留カード及びみなし特別永住者証明書を含む
- 各種免許・許可証の住所
- 携帯電話等契約者の住所
- 金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行)と取引や契約のある方の住所
- 会社等にお勤めの方の住所
- 横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所

<自動車関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
運転免許証 の住所又は本籍 ※詳細は 11ページをご確認ください。	泉警察署 (TEL 805-0110) 又は 運転免許試験場 (TEL 365-3111)	住居表示実施後 すみやかに	①運転免許証 ②記載事項変更届 ※泉警察署、運転免許試験場 にあります。 ③通知書 (又は住居表示変更証明書) ④本籍更正通知書 (又は土地の名称等の 変更証明書)
自動車検査証 (自動車[軽自動車を除く]、 250ccを超える二輪車) の使用者・所有者の住所	関東運輸局 神奈川運輸支局 (TEL 050-5540-2035)	通常の場合、 車検・売却等の際に 届出をしていただければ 結構です。	①自動車検査証 ②申請書（手続先にあります。） ※用紙代がかかります。 (20円) ③通知書 (又は住居表示変更証明書) ④印鑑 (認印でも可) ※代理人が手続をされる場合は、委任状が必要です。
軽自動車検査証 の使用者・所有者の住所	軽自動車検査協会 神奈川事務所 (TEL 938-7752)	通常の場合、 車検・売却等の際に 届出をしていただければ 結構です。	①軽自動車検査証 ②申請書（手続先にあります。） ※用紙代がかかります。 (30円) ③通知書 (又は住居表示変更証明書) ④印鑑 (認印でも可)
軽自動車届出済証 (軽二輪自動車 [125ccを超え、250cc以下]) の使用者・所有者の住所	軽自動車協会 (TEL 931-4290)	特に期限はありませんが 住居表示実施後お早めに	①軽自動車届出済証 ②自動車損害賠償責任保険証明書 ③申請書（手続先にあります。） ※用紙代がかかります。 (40円) ④通知書 (又は住居表示変更証明書) ⑤印鑑 (認印でも可)

※ 125cc以下の二輪車使用者・所有者の住所変更は必要ありません。

(泉区役所が新住所に変更します。詳細は、泉区役所税務課軽自動車税担当[TEL 800-2353]へお問合せください。)

※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(18・19ページ)でご確認ください。

<不動産・法人登記関係>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
不動産(土地・建物) の所有者の住所 ※詳細は13ページをご確認ください。	不動産の登記先 の法務局 ※実施地区内の不動産 の管轄は横浜地方法 務局戸塚出張所 (TEL 871-3912)です。	特に期限はありません。 ※売買・贈与・抵当権 の設定などの事由が 発生した時に併せて 手続されても構いま せん。	①不動産登記申請書 ※このしおりに同封したもの をご利用ください。 ②通知書 (又は住居表示変更証明書) ③印鑑 (認印でも可)
法人の 所在地又は代表者の住所 ※詳細は「会社・法人の変 更登記の手引」(法人 にのみ同封)をご確認 ください。	本店を管轄する 法務局 ※横浜市内にある場合 は横浜地方法務局法 人登記部門 (TEL 641-7461)です。	住居表示実施日から 2週間以内	①会社変更登記申請書 ②通知書 (又は住居表示変更証明書)
	支店を管轄する 法務局 ※横浜市内にある場合 は横浜地方法務局法 人登記部門 (TEL 641-7461)です。	住居表示実施日から 3週間以内 ※本店の登記手続を先 に済ませてください。	①会社変更登記申請書 ②本店の変更登記を証する 履歴事項証明書

※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(18・19ページ)でご確認ください。

<社会保険>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
国民年金第3号被保険者 (会社員・公務員に扶養さ れている配偶者)の住所	扶養者のお勤め先へ ご確認ください。	住居表示実施後 すみやかに	扶養者のお勤め先へ ご確認ください。

※ 各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(18・19ページ)でご確認ください。

<その他>

内 容	手 続 先	期 限	必要書類
住民基本台帳カード (顔写真付き) の住所	泉区役所 戸籍課登録担当 (TEL 800-2345)	住居表示実施後 すみやかに	①住民基本台帳カード ※QRコード入りのカードを お持ちの方は手続の際に暗 証番号が必要となります。
在留カード及び 特別永住者証明書 の住所 ※みなし在留カード及び みなし特別永住者証明 書を含む	泉区役所 戸籍課登録担当 (TEL 800-2345)	住居表示実施後 すみやかに	①在留カード 又は 特別永住者証明書 ※みなし在留カードを含む

※顔写真の付いていない住民基本台帳カードは、手続の必要はありません。

※各機関の所在や連絡先は「関係機関のご案内」(18・19ページ)でご確認ください。

各種免許・許可証の住所	関係機関へご確認ください。
携帯電話等契約者の住所	契約先へご確認ください。
金融機関・保険会社・郵便貯金(ゆうちょ銀行)と取引や契約のある方の住所	取引先・契約先へご確認ください。
会社等にお勤めの方の住所	お勤め先へご確認ください。
横浜市立小・中学校以外の学校に通っている方の住所	通学先へご確認ください。

◇主な問合せ先

※ フリーダイヤルは一部IP電話からはつながらない場合があります。

携 帶 電 話	NTTドコモ	ドコモインフォメーションセンター ・ドコモ携帯電話から 151(局番なし) ・一般電話から 0120-800-000
	a u (KDDI)	総合案内 ・a u 携帯電話から 157(局番なし) ・一般電話から 0077-7-111
	ソフトバンクモバイル	ソフトバンクカスタマーサポート ・ソフトバンク携帯電話から 157(局番なし) ・一般電話から 0800-919-0157
銀行	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行コールセンター 0120-860-777
	みずほ銀行	みずほインフォメーションダイヤル 0120-3242-86
	三井住友銀行	戸塚支店 045-881-1231 いづみ野支店 045-801-1111
	横浜銀行	ハローサービス 0120-188-824

皆様へのお願い

◇運転免許証の手続について

ご家族の中に、本籍が住居表示実施区域内にあり、お住まいは住居表示実施区域外の方がいらっしゃいましたら、運転免許証の本籍の変更手続が必要ですので、ご案内をお願いします。
 手続に必要な本籍更正通知書は、**平成25年10月21日以降**、対象の方宛に郵送します。
 (手続の詳細は11・12ページ)

運転免許の手続

【お問合せ先】

泉警察署：805-0110

運転免許試験場：365-3111

住居表示実施区域内に「住所」又は「本籍」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、次ページの書式例を参考にして運転免許証記載事項変更届を作成し、必要書類を添付して、平成25年10月21日以降に手続を行ってください。

《手 続 先》 泉警察署又は運転免許試験場など ※「関係機関のご案内」(18・19ページ)参照

《手続開始》 平成25年10月21日以降に行ってください。

《受付時間》 月曜日～金曜日(祝日・休日・年末年始の休日を除く) ※土・日は手続ができません。

午前 8時30分～正午

午後 1時00分～午後 5時15分

《届出用紙》 「運転免許証記載事項変更届」は泉警察署・運転免許試験場の窓口に備え付けてあります。

《そ の 他》

- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 代理人が手続する場合は、代理人のお名前が確認できる資料をお持ちください。
(委任状は不要です。)
- ・ 運転免許証に記載されている住所・本籍が現在の住所・本籍と異なる場合や、
実施後に転籍をした場合は、その移転等の経過を証明するもの(住民票など ※有料)
が別途必要です。
- ・ 本籍欄が空欄又は削除となった運転免許証(ICカード免許証)を、お持ちの方も、
本籍の変更手續は必要となります。

◇運転免許証の記載事項の変更手續が必要な方

1. 「住所」が住居表示実施区域内にある方（本籍は区域外の方）

住所のみ変更となります。（次のページの②の部分の記入が必要です。）

【手続に必要なもの】 ・通知書(又は住居表示変更証明書) ※提示のみ

2. 「住所」と「本籍」が住居表示実施区域内にある方

住所と本籍が変更となります。（次のページの①と②の部分の記入が必要です。）

【手続に必要なもの】

・通知書(又は住居表示変更証明書) ※提示のみ

・本籍更正通知書(又は土地の名称等の変更証明書)

※「本籍更正通知書」は10月21日以降に別途郵送します。

3. 「本籍」が住居表示実施区域内にある方（住所は区域外の方）

本籍のみ変更となります。（次のページの①の部分の記入が必要です。）

【手続に必要なもの】

・本籍更正通知書(又は土地の名称等の変更証明書)

※提示のみ

※「本籍更正通知書」は10月21日以降に別途郵送します。

【運転免許証記載事項変更届の書式例】

※太線の枠内の赤字部分をご記入ください。

運転免許証記載事項変更届（県内用）

神奈川県公安委員会 殿

年 月 日

※ 太線の枠内のみ記入してください。

副署長 課長代理	届出年月日	○年○月○日	電話	昼間の連絡先(携帯可)
	本人氏名	横浜 住太郎	電話	〇〇〇-〇〇〇〇〇
	代理人氏名	続柄()	電話	
課長 課長補佐	代理人住所			
課員	新しく変わった事項のみ記入してください。			
	フリガナ			
受付	新氏名			
	新本籍 (国籍)	横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 2221番地 ①		
	新住所	横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番 11号 ②		
	その他 (生年月日) (性別)			

下枠内は、免許証の登録のとおりに全部記入してください。

不動産登記の手続

【お問合せ先】

不動産の登記先の法務局

(横浜地方法務局戸塚出張所など)

住居表示実施区域内に住所があり、不動産（土地・建物）をお持ちの方は、登記簿に記載されている不動産所有者の住所を変更する必要があります。

該当する方は、次ページの書式例を参考にして登記申請書を作成し、「通知書」（又は住居表示変更証明書）を添付して、平成25年10月21日以降に手続を行ってください。

《手 続 先》 不動産を管轄する法務局（横浜地方法務局戸塚出張所など）

※「関係機関のご案内」(18・19ページ)参照

《手続開始》 平成25年10月21日以降に行ってください。

※手続は、売買・贈与・抵当権の設定などの事由が発生した時にあわせて行って構いません。

《受付時間》 月曜日～金曜日（祝日・休日・年末年始の休日を除く）※土・日は手続ができません。
午前8時30分～午後5時15分

《必要書類》 ①不動産登記申請書（このしおりに同封したものを利用ください。なお、枚数が不足する場合は、法務局戸塚出張所・泉区役所戸籍課登録担当の窓口にもあります。また、同封したもののコピーや、ご自分で同様の書式で作成したものでも構いません。）
②通知書（又は住居表示変更証明書）※共有名義の場合は全員分
③印鑑（認印で構いません。スタンプ形式のものは不可）

※ 現住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、その移転等の経過を証明するもの（住民票など）が必要です。

《その他》

- 所有权、抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方も手続が必要です。
- 同一の登記所（法務局）において、同一所有者で権利登記内容が同じ場合は、1枚の申請書で複数の不動産の申請ができます。
- 申請書は他の書類とともに左と同じにしてください。

【郵送による手続】

手続は郵送で行うことができます。

申請書等を入れた封筒のオモテ面に「不動産登記申請書在中」と記載し、管轄の法務局に書留郵便により送付してください。

【代理人による手続】

委任状（便せんでも可）があれば、代理人による手続ができます。

右図を参考に作成してください。

【登記完了証】

変更登記が完了すると、「登記完了証」の受け取りが必要です。

登記完了証を郵送で返送することを希望される場合は、簡易書留（300円）及び郵送代の郵便切手を貼付した返信用封筒を法務局に提出してください。

委 任 状

代理人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地
氏名 泉 花子

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

1. 下記不動産の所有権名義人住所変更手続に関する一切の事項
2. 取下げの場合は、取下げ手続に関する一切の事項

平成〇年〇月〇日

申請人の住所 横浜市〇区〇〇町〇〇番地
氏名 横浜 住太郎 

(不動産の表示)

認印可
(シャチハタは不可)

1. 土地の表示
横浜市泉区和泉が丘三丁目2221番
2. 建物の表示
横浜市泉区和泉が丘三丁目2221番地
家屋番号 2221番

【不動産登記申請書の記載例】

(土地と建物を同時に変更する場合)

- 赤字部分をご記入ください。
- 申請書に不動産の表示を記載する際は、お手持ちの権利書等をご覧ください。
(登記事項証明書、登記事項要約書の交付は有料ですので、ご注意ください。)
- 共有名義で、変更後の住所が同じ場合は、連名で住所・氏名を記入し、押印してください。
- 手続の際には、通知書(又は住居表示変更証明書)を添付してください。※共有名義の場合は全員分

印 捨て印

印鑑は認印可
(シャチハタは不可)

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 平成25年10月21日 住居表示実施

変更後の事項 住所 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番 11号
新住所を記入

申請人 住所 横浜市 泉区 和泉が丘三丁目 29番 11号
新住所を記入
氏名 横浜 住太郎 印 連絡先電話番号 ○○○-○○○○○

代理人 横浜市○○区○○町○○番地
泉 花子 印
代理人による手続の場合

添付書類 通知書又は住居表示変更証明書

平成〇年〇月〇日 申請 横浜地方法務局 戸塚出張所
申請日を記入

登録免許税 登録免許税法第五条第四号により免除

不動産の表示
【土地の表示】 権利書等の記載どおりに正確に記入してください。
※ただし、所在欄の町名は新町名を記入してください。

所在	地番	地目	地積 m ²
横浜市泉区和泉が丘三丁目	2221番	宅地	123 45

新町名を記入

【建物の表示】

所在	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²
横浜市泉区和泉が丘三丁目2221番	2221番	居宅	木造瓦葺2階建	123 45

新町名を記入 従来の地番

国民年金・厚生年金の手続

【お問合せ先】 横浜西年金事務所：820-6655

国民年金・厚生年金受給権者の方（年金を受給されている方、受給されていない60歳以上の方）の住所は、日本年金機構が新住所に書き換えを行うため、基本的に手続の必要はありません。

ただし、日本年金機構に住民票コードを届け出でていない方や、届出の住所と住民票の住所が異なる方は手続が必要となりますので、該当する方は次の方法で手続を行ってください。

◇手続の方法（同封の「お知らせ用はがき」を使って住所変更手続ができます。）

- ① 同封の「お知らせ用はがき」のオモテ面に**横浜西年金事務所**（〒244-0850戸塚区川上町87番地1ウエルストン1ビル2階）を宛名書きしてください。
- ② はがきのウラ面に、下記「記載例」に従って必要事項を記入してください。
- ③ 記入事項が隠れるように、同封の「プライバシー保護シール」をしっかりと貼り付けて、最寄のポストへ投函してください。

【記載例】 ※本人以外の方が記入した場合は、氏名の横に本人の押印が必要です。

※黒字部分ははがきに印字されています。赤字部分を記入してください。

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"><h3>住所変更のお知らせ</h3><p>平成25年10月21日から、住居表示の実施により、下記の方の住所が変更となりますので、お知らせいたします。</p><p>○実施日以降に郵便をお出しの際は、必ず新しい郵便番号と住所をご記入ください。 ○住所録をご訂正ください。</p><p style="text-align: center;">記</p><p><新しい住所> 郵便番号 245-0022 横浜市泉区和泉が丘 丁目 番 号</p><p>氏名</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin-top: 10px;"><p style="text-align: center;">プライバシー保護シール</p><p>あなたの個人情報が第三者に知られることを防止するためのシールを同封しましたので、はがきからはみ出さないようにしっかりと貼ってください。</p></div>	<p style="text-align: center;">◇ 年金を受給されている方</p> <p><新しい住所> 電話番号 ○○○-○○○○ 郵便番号 245-0022 横浜市泉区和泉が丘 三 丁目 29 番 11 号 和泉マンション201号室 生年月日 ○○年○○月○○日 氏名 横浜 住太郎 基礎年金番号と年金コード ○○○○-○○○○○○ ○○○○</p> <p style="text-align: center;">年金証書に記載(14桁)</p> <p style="text-align: center;">◇ 年金を受給されていない60歳以上の方</p> <p><新しい住所> 電話番号 ○○○-○○○○ 郵便番号 245-0022 横浜市泉区和泉が丘 三 丁目 29 番 11 号 和泉マンション201号室 生年月日 ○○年○○月○○日 氏名 横浜 住太郎 基礎年金番号 ○○○○-○○○○○○○○</p> <p style="text-align: center;">年金手帳に記載(10桁)</p>
---	---

よくある質問

【手続について】

Q. 1	「通知書」や「本籍更正通知書」が届いていません。
A.	<ul style="list-style-type: none">・通知書は住居表示実施の1か月前（9月下旬）・本籍更正通知書は住居表示実施から1週間程度（10月下旬） <p>上記時期に郵送でお届けする予定ですが、しばらくしてもお手元に届かない場合は、横浜市民局窓口サービス課住居表示担当（TEL 671-2320）にお問合せください。</p>
Q. 2	「通知書」や「本籍更正通知書」のコピーは有効ですか。
A.	手続きによっては、コピーでも構わない場合もありますので、お手数ですが手続きにご確認ください。 枚数が不足する場合は、泉区役所戸籍課で 平成25年10月21日以降、期限なく、無料 で発行しますので、 <u>必要な枚数を請求</u> してください。
Q. 3	「通知書」や「本籍更正通知書」の枚数が不足する場合、「住居表示変更証明書」や「土地の名称等の変更証明書」の請求は、郵送でもできますか。
A.	郵送での請求も可能です。用紙に必要事項を記入し、返信用封筒（切手貼付）を同封して泉区役所戸籍課に郵送してください。
<p>【記入事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・住居表示変更証明書 … 申請者の住所・氏名・電話番号と、証明書が必要な方の旧住所・新住所・氏名・土地の名称等の変更証明書 … 申請者の住所・氏名・電話番号と、証明書が必要な方の住所・氏名・旧本籍・新本籍 <p>※横浜市ホームページから申請書をダウンロードすることも 横浜市 住居表示 <input type="button" value="検索"/> できます。</p>	
Q. 4	「お知らせ用はがき」の枚数が不足する場合、追加してもらえますか。
A.	横浜泉郵便局・横浜和泉南郵便局・泉区戸籍課登録担当の窓口で追加分の受け取りが可能です。
Q. 5	不動産の手続をしたいのですが、管轄の法務局がわかりません。
A.	法務局のホームページに管轄の案内が掲載されています。 また、横浜地方法務局戸塚出張所（TEL 871-3912）へお問合せいただいても構いません。
Q. 6	本籍を住所に合わせるために、転籍をした場合のメリット・デメリットは何ですか。
A.	これまで住所と本籍の表示（番地の部分）が同じだった方は、住居表示実施後は異なる表示となります。このため、転籍により、「街区番号（○番）」まで住所に合わせることができますので、希望される方は泉区役所戸籍課戸籍担当へお越しください。 (住所と本籍の表し方については、5ページを参照してください。) なお、転籍の手続には、戸籍の筆頭者及び配偶者それぞれの署名・印鑑が必要です。 また、転籍をすると、運転免許証などの変更手続の際、別途郵送する「本籍更正通知書」（又は「土地の名称等の変更証明書」）の他に、転籍したことがわかる証明書（戸籍記載事項証明（戸籍謄本）など ※有料）が必要となりますので、ご注意ください。 転籍の手続についての詳細は横浜市コールセンター（664-2525）又は泉区役所戸籍課戸籍担当（TEL 800-2341）にお問合せください。

Q. 7	建物を建替えする場合に必要な手続きはありますか。
A.	同じ敷地であっても、建物の出入口によって住居番号を設定しますので、泉区役所戸籍課登録担当（2階、窓口番号204）に付番申請（「建築物異動届」の提出）を行ってください。

【制度について】

Q. 8	なぜ、住所と本籍・不動産(土地)の表示が異なるのですか。
A.	<p>これまで、土地を管理するために付けられた番号(地番)を用いて、住所や本籍を表していましたため、住所・本籍・不動産(土地)の表示は同じでした。</p> <p>しかし、地番を住所に用いると、同じ地番にたくさんの家が建っていたり、土地の売買などに伴って分筆や合筆が行われた結果、住所に「同番地」・「枝番」・「飛び番」が生じて、分かりづらい住所となる場合があります。</p> <p>このため、和泉町では住居表示実施により、住所を新しく付け替えることで、住所の混乱を解消することとしました。住居表示実施により、新しい町区域となります。地番自体は変更しないため、住所と本籍・不動産(土地)が異なる表示となります。</p> <p>(住所・本籍・不動産(土地)の表示の具体例は5ページを参照してください。)</p>

Q. 9	住所の街区番号と住居番号はどのように決まるのですか。
A.	<p>① 町界の変更と新町名 【例】和泉が丘三丁目 町の境界を道路・河川・鉄道などに沿ったものに改め、分かりやすくします。 また、大きすぎる町は適切な大きさとなるように分割し、新しい町名をつきます。</p> <p>② 街区番号 【例】和泉が丘三丁目29番 その町の中で道路などで囲まれた区画(街区)に連続して番号(街区番号)を振ります。</p> <p>③ 住居番号 【例】和泉が丘三丁目29番11号 街区の周囲を一定間隔に区切り、起点を定めて連続した番号(基礎番号)を振ります。 出入り口がどの基礎番号に出るかによって、その建物の番号(住居番号)を決めます。</p>

関係機関のご案内

住居表示に関すること

■横浜市役所

市民局窓口サービス課住居表示担当
TEL 671-2310・2320・2321
〒231-0017 中区港町1丁目1番地

各種手続に関すること

■泉区役所

TEL 800-2323(代表)
〒245-0016 泉区和泉町4636番地2

- ・戸籍課戸籍担当(2階、窓口番号201)
TEL 800-2341
- ・戸籍課登録担当(2階、窓口番号204)
TEL 800-2345
- ・保険年金課国民年金係(2階、窓口番号207)
TEL 800-2421～2422
- ・保険年金課保険係(2階、窓口番号205)
TEL 800-2425～2427

■泉警察署

TEL 805-0110(代表)
〒245-0016 泉区和泉町5867番地26

■日本郵便株式会社 横浜泉郵便局

TEL 805-4888(代表)
〒245-0016 泉区和泉町4259番地3

地図1

■横浜西年金事務所

TEL 820-6655
〒244-8580 戸塚区川上町87番地1
ウエルストン1ビル2階
JR横須賀線「東戸塚駅」西口徒歩2分

地図2

■運転免許試験場

TEL 365-3111
〒244-8580 旭区中尾二丁目3番1号
相鉄線「二俣川駅」
バス(5分) : 1番乗り場、「運転試験場」下車
徒歩(15分) : 駅北口から

地図3

■関東運輸局神奈川運輸支局

TEL 050-5540-2035(音声)
〒224-0053 都筑区池辺町3540番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(25分) : 2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

地図4

■軽自動車検査協会神奈川事務所

TEL 938-7752
〒224-0053 都筑区池辺町3914番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(30分) : 2番乗り場(市03)、「池辺」下車

■軽自動車協会

TEL 931-4290
〒224-0053 都筑区池辺町3575番地
JR横浜線・市営地下鉄「新横浜駅」
バス(25分) : 2番乗り場(市03)、「梅田橋」下車

地図5

■横浜地方法務局戸塚出張所

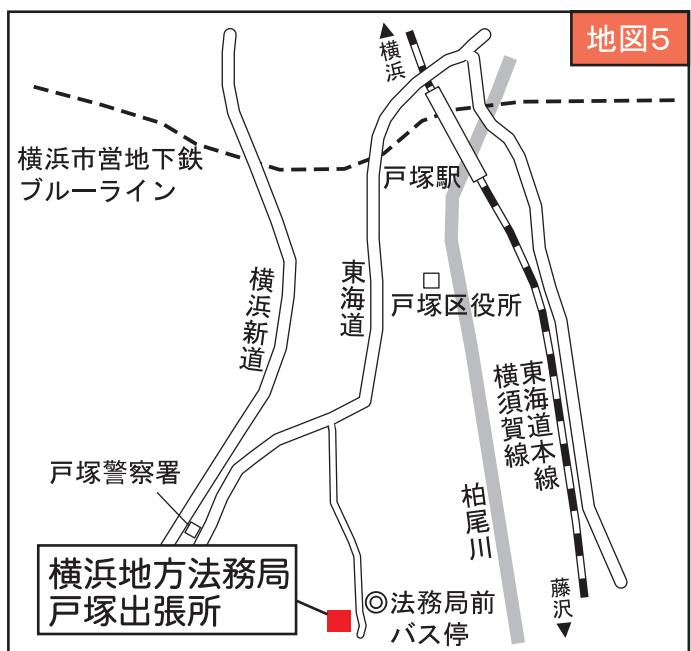
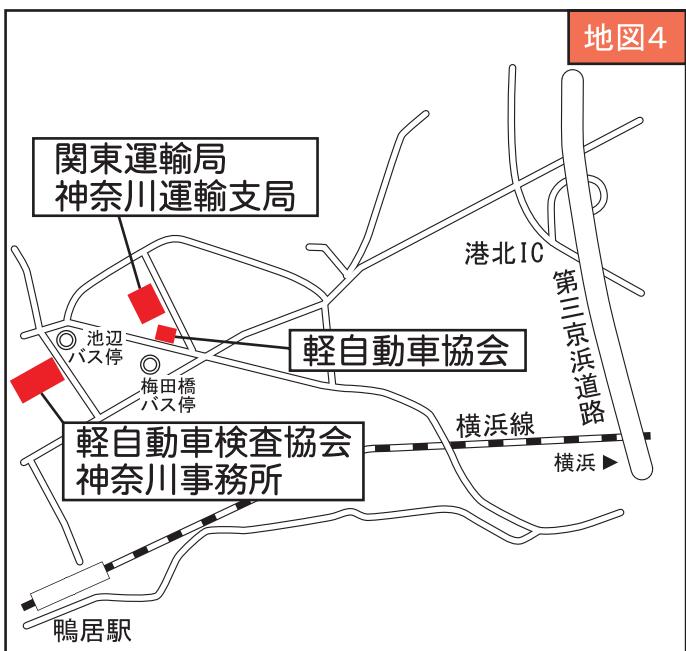
TEL 871-3912
〒244-0003 戸塚区戸塚町2833番地
JR・市営地下鉄「戸塚駅」
バス(5分) : 戸塚西口バスセンター5番乗り場、「法務局前」下車

地図5

■横浜地方法務局法人登記部門

TEL 641-7461(代表)
〒231-0003 中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎6階
みなとみらい線「馬車道駅」徒歩1分
JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩7分

地図6





横浜市